

告示第 46 号

町道路線の認定並びに区域の決定及び供用の開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定に基づき、町道の路線を次のように認定したので、同法第 9 条の規定により告示する。あわせて同法第 18 条の規定により道路区域を決定し告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、令和 8 年 3 月 31 日から 2 週間、太子町役場まちづくり課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 27 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

整理 番号	道路の種類 路線名	起 点 終 点	重要な 経過地	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
13138	町道 鵜柳ノ内団地 内3号線	鵜字柳ノ内1194番1	-	6.00から 13.49まで	95.30
		鵜字堂ノ後1276番4			
23293	町道 鵜山ノ前団地 線	鵜字山ノ前149番3	-	6.00から 13.15まで	149.84
		鵜字山ノ前149番26			
23294	町道 矢田部書写田 団地8号線	矢田部字書写田433 番2	-	6.00から 13.10まで	82.54
		矢田部字書写田425 番1			
23295	町道 矢田部糯田団 地4号線	矢田部字糯田160番4	-	6.00から 12.82まで	226.97
		矢田部字糯田152番1			